

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 414

2021年 8 月号 AUGUST



今月のお知らせ

暑中お見舞い申し上げます
お盆休みのお知らせ 8/14(土)~8/16(月)

- ✎ 相続登記の3年以内義務付け
- ✎ 税務調査への事前準備のポイント
- ✎ はしやすめ ・ 盆踊りの起源
- ✎ 税務まめ辞典 ・ 保険金の受取人で税金が異なります



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

税務調査への事前準備のポイント

先月号（インフォメーションNo. 413）で税務調査の大まかな流れをご説明しましたが、今回は事前準備のポイントについてご紹介します。

税務調査で準備する書類

税務調査の連絡を受けると、事前連絡でおおよそ3年分の書類を用意するよう求められます。主な帳簿書類は下記のとおりです。

また、帳簿書類以外でも以下のような書類を調査の中で求められます。

主な帳簿書類

- ① 総勘定元帳、補助元帳、振替伝票
- ② 現金出納帳、預金出納帳（通帳でも可）
- ③ 小切手帳、手形帳の控え
- ④ 請求書、納品書、領収証
- ⑤ 契約書、見積書、保険証券
- ⑥ 給与台帳、扶養控除等異動申告書
- ⑦ 棚卸表（仕掛工事を含む）
- ⑧ 売上管理表（販売業や飲食店など）
- ⑨ 消費税課税一覧表（当事務所で準備）

帳簿書類以外のもの

- ① 会社案内（ホームページでも可）
- ② 組織図、社員名簿
- ③ 議事録
- ④ 出張旅費規程（支給していれば）
- ⑤ 見舞金規程（支給していれば）
- ⑥ 日報（作成していれば）

事前準備のポイント

税務調査初日の午前中は、ヒアリングから始まります。調査官より会社案内（パンフレット）の提示を求められたり、どのような商品の取り扱いがあるか、取引先や設備の状況などを確認されます。

工場等がある場合は現地を確認することもあります。自動販売機を設置している場合はきちんと収入で計上しているかチェックされることです。

また、**組織図や社員名簿などで、誰がどの担当をしているかなどを確認します。調査官が気になる取引について誰に聞けばよいかを把握するためです。**

- 記載事項（日付・相手先・取引内容）に誤りはないか
- 契約書等に印紙を貼っているか
- 議事録は揃っているか、きちんと押印されてあるか
- 責任体制を明確にしておき、取引内容を理解している人に説明してもらう（誰が答えるか）
- 継続性・規則性があるか（月払いから年払いへの変更などは確認を求められる）
- 付箋やメモなど調査官に疑問を持たれるようなところは無くしておく
- 事務所や工場などで不要な書類等は整理しておきましょう

税務調査で必ずチェックされる項目

売上・収入

当期に計上すべき売上が翌期に計上されていないか。**調査官は必ず翌期に計上されている売上も確認します。**月末締め以外の取引で、締日から月末までの売上が計上されていない場合は注意が必要です。自動販売機の収入やスクラップ売却の有無を確認（社長個人や従業員が売却しているケースなど）

原価（在庫・仕掛）

売上と原価が対応しているか。期中に仕入れたものが売り上げに計上されているか、計上されていない場合は在庫として資産に計上されているか請求書や納品書で確認しておきましょう。

在庫の廃棄等については処分費用が計上してあるかを確認（どのように処分したか）

経費

決算までに納品やサービスの提供を受けているかを確認。決算後であれば経費にできません。

決算ギリギリに購入している固定資産については納品日を確認。

すぐに説明ができない場合はその場であいまいに答えず、改めて返答する旨を伝えてください。

納得がいかない指摘には安易に妥協する必要はありません。

気になるところがあれば事前に税理士や各担当者とよく相談しておきましょう。

相続登記の3年以内義務付け

相続登記とは、亡くなった被相続人から相続人へ土地や建物などの不動産の名義を変更する手続きのことをいいます。

これまで相続登記をしなくても期限や罰則はありませんでしたが、不動産登記法と民法の改正により相続で持ち主が変わった場合や土地や建物の所有者が住所を変更した場合の登記手続きが義務化され、2024年度をめどにスタートします。



2040年には所有者不明土地が北海道本島に匹敵

国土交通省の調査によると、登記簿の土地のうち、土地の所有者が転居して連絡先が分からない、土地の名義人が亡くなった後、未登記のままなどの「所有者不明土地」は約20%となっており、2016年時点で九州本島を上回る410万ヘクタールに達し、今後、所有者不明土地が増え続けると2040年には北海道本島に匹敵する720万ヘクタールに上ると試算。これまで相続登記は任意であったため、相続登記しなくても売却等をしない限り困らないため放置され続けていることが要因のようです。

相続登記は3年以内、住所や氏名の変更登記は2年以内に義務付け

今回の改正で、今後は相続による取得を知ってから3年以内に登記申請を義務付けし、正当な理由がないのに登記を怠った場合は10万円以下の過料が課されます。それでも10年間届出がなければ、相続の法定割合で分割するものとみなされます。

例えば夫が亡くなって、妻と子供2人が相続人の場合、遺産分割協議が終わっても土地が10年間未登記のままだと、妻が2分の1、子供が4分の1ずつの共有とみなされます。

また、相続登記だけでなく、土地の所有者の住所や氏名が変わった場合についても2年以内の登記が義務付けられ、怠ると5万円以下の過料が課されます。対象には法人も含まれますのでご注意ください。

相続登記を放置してしまうと以下のようなリスクが想定されます

- **不動産の売却や担保設定ができない**
被相続人（亡くなった方）の名義のままでは売却や担保設定ができないため相続人に名義を変更する必要があります。
- **相続人が増え続け複雑化**
親が所有していた土地を子供が相続し、その子供が亡くなれば、またその子供の子供が相続と、相続が重なると相続人が増え続け、誰が相続しているのか調べるだけでも時間と費用がかかります。相続人の中に借金がある人がいる場合は差し押さえられる可能性もあります。
- **不動産の荒廃により近隣に被害が生じ、損害賠償請求の恐れも**
植木の枯れ葉が散乱しただけでもトラブルになりかねないこのご時世、空き家の火災や壁の崩落、倒木などで近隣に被害が生じれば損害賠償請求される恐れもあります。

土地を国庫に納付できる制度を導入

今回の改正では、相続した下記以外の土地を手放したい場合、法務大臣に申請し承認されれば国庫に帰属されます。ただし、10年分の土地管理費を納める必要があります。

- ①建物がある土地、②担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地、③通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれる土地、④土壤汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質（法務省令で定める基準を超えるものに限る）により汚染されている土地、⑤境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地



はしやすめ

盆踊りの起源

夏祭りといえば盆踊りが付きものですが、盆踊りはもともと「お盆でお迎えした先祖の霊をもてなす」という意味の行事で、その起源は平安時代までさかのぼります。

平安時代中期（900年頃以降）に空也くうやという僧侶が人々に覚えてもらおうと歌うように念仏を唱え始め、その念仏に合わせて踊るようになり、「念仏踊り」と呼ばれて広がっていきました。それが先祖を供養するお盆の行事と結びついて、現在の盆踊りとなったとされています。

鎌倉時代になると仏教的な意味合いは薄れて娯楽的な要素が強くなり、華やかな衣装や振り付け、道具や音楽なども競うようになり、江戸時代には地域の人々の交流や男女の出会いの場として各地で親しまれるようになりました。当時は多くの男女が一緒に集まるイベントはほとんどなく、盆踊りが現代でいうところの“合コン”の役割をしていたようです。

しかし、明治時代には風紀を乱すとして警察の取り締まりの対象となり、盆踊りは一時衰退してしまいます。それが大正時代末期になると再び盛んになり各地域に広がっていきます。徳島の「阿波踊り」や沖縄の「エイサー」などは全国的にも有名です。

盆踊りに欠かせないのが「やぐら」ですが、お盆の迎え火や送り火をやぐらに取り付けた提灯などで再現しているといわれています。

音楽は「〇〇音頭」や「〇〇節」と名の付く歌謡曲やアニメソングがたくさんあり、「子供の頃に聞いた音頭といたら〇〇音頭」と答えると年代が分かってしまうほどです。

政府は盆踊りや念仏踊りなどとして伝承された23都府県の37件をまとめて一つの遺産とみなし、盆踊りの前身にあたる「風流踊ふりゅうおどり」を無形文化遺産としてユネスコ事務局に提案しており、2022年に審査される見通しです。

今年もコロナの影響で多くの夏祭りが中止に追い込まれています。早くマスクなしで夏祭りが開催できることを願うばかりです。

税務まめ辞典

保険金の受取人で税金が異なります

生命保険は、保険金を受け取る人によって税金の種類が異なります。

死亡保険金の契約者を夫(A)、受取人を妻(B)、または子(C)として比較してみましょう。

① 契約者と被保険者が夫(A)、受取人が妻(B)または子(C)の場合、受け取った保険金は「相続税」の課税対象となります。

ただし、500万円×法定相続人の数が非課税となります。

② 契約者が夫(A)、被保険者が妻(B)、受取人が夫(A)の場合、受け取った保険金は「一時所得」となります。

(死亡保険金額－払込保険料総額－特別控除50万円)×1/2が一時所得の課税対象となります。

③ 契約者が夫(A)、被保険者が妻(B)、受取人が子(C)の場合、受け取った保険金は「贈与税」となります。

死亡保険金額から、基礎控除額110万円を引いた金額が課税対象となります。

死亡保険金以外では、保険の満期返戻金や解約返戻金を契約者が受け取った場合は「一時所得」、契約者以外(保険料を負担していない人)が受け取ると「贈与税」の対象となります。

なお、医療保険等でケガや病気などの保険金を契約者の代わりに配偶者や子が受け取っても贈与税の対象なりません。

契約者、被保険者、受取人が誰になっているか、お手元の保険契約内容をしっかり確認しておきましょう。